

麻薬取扱者免許継続申請等の手続について

1 麻薬取扱者免許の継続申請

所有する麻薬取扱者免許証の有効期間が、令和8年12月31日までとなっている方は、10月26日（月）から11月30日（月）までの間に継続申請を行ってください。

提出先は、管轄の県保健所又は薬務衛生課（業務所が熊本市内）です。

（1）麻薬小売業者免許継続申請の必要書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 診断書（別添1）

精神障害又は麻薬若しくは覚醒剤等の中毒について診断したもので、申請書の提出時点で診断日ができる限り最近（発行から1カ月以内が目途）のもの。法人の場合は、業務を行う役員全員の診断書が必要です。

なお、精神機能の障害に関して「専門家による判断が必要」との診断がある場合は、別途診断書（別添2）の提出や記載内容の確認が必要となる場合があります。

- ③ 麻薬関係業務を行う役員の組織図 ※法人の場合
- ④ 熊本市内の麻薬小売業者にあっては薬局開設許可証の写し

熊本市保健所に薬局開設許可更新を申請中の場合は、薬局開設許可更新を申請中である旨を申請書の備考欄に記載した上、薬局開設許可更新申請書の写し（熊本市保健所の受付印があるもの）等、薬局開設許可の更新申請中であることを証する書類を添付してください。

※免許証は、継続申請を受け付け後、順次交付しますので、早めの提出をお願いします。

※有効期間満了後は、新しい免許証が交付されるまで麻薬を取り扱うことができません。

（2）提出方法

- ① オンラインでの申請

熊本県ホームページ「麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の電子申請・届出窓口」から、麻薬業務所の所在地管轄の県保健所等を選び、「麻薬免許申請（URL）」より申請を行ってください。

- ② 書類での提出

2 麻薬年間届

すべての麻薬小売業者、麻薬管理者（麻薬施用者が1人のみであって、麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者）及び麻薬研究者は、以下の方法で必ず届出を行ってください。

（1）提出方法

- ① オンラインでの届出

熊本県ホームページ「麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の電子申請・届出窓口」から、麻薬業務所の所在地管轄の県保健所等を選び、「麻薬・覚醒剤原料・向精神薬届出（URL）」より届出を行ってください。

- ② 書面での提出（郵送可）

【麻薬年間届の注意事項】

- ① 令和7年10月1日から令和8年9月30日までの麻薬の受入れ、払出しの数量等を記入し、令和8年11月30日（月）までの間に届出を行ってください。
- ② 記入の際は、必ず現物と麻薬受払簿を確認してください。

3 麻薬取扱者免許証の返納

有効期間満了後の免許証は、麻薬取扱者免許証返納届 1 部を添え、令和 9 年 1 月 15 日（金）までに 県保健所等へ返納してください。

4 麻薬の取扱いを中止する場合

- ① 免許証の有効期間内に麻薬の取扱いを中止する場合は、麻薬取扱者業務廃止届に免許証を添え、事実発生後 15 日以内に、保健所（熊本市内の麻薬業務所は、薬務衛生課）へ 1 部提出してください。
- ② 業務廃止に伴い、麻薬業務所でなくなる場合は、残余麻薬届を提出するとともに、残余麻薬を譲渡又は廃棄する届出をしてください。
- ③ 残余麻薬届は、麻薬の在庫がない場合でも、「在庫なし」として提出してください。

5 麻薬小売業者間譲渡許可の申請

麻薬小売業者間譲渡許可の有効期限が、令和 8 年 12 月 31 日までの麻薬小売業者は、申請手続きを行ってください。

（1）許可申請の必要書類等

麻薬小売業者間譲渡許可申請書は、以下の書類を令和 8 年 10 月 26 日（月）から 11 月 30 日（月）までの間に、共同で提出してください。

- ① 許可申請書（様式第 17 号） ※欄が不足する場合は、様式第 18 号を使用。
- ② すべての麻薬小売業者の所在地が記載されている地図及び一番離れた麻薬小売業者間の通常移動に要する時間・距離を図示したもの（地図に併せて明記でも可）。

（2）提出方法

① オンラインでの提出

熊本県ホームページ「麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の電子申請・届出窓口」から、薬務衛生課を選び、「麻薬小売業者間譲渡許可関係の各種申請・届出（URL）」より届出を行ってください。

② 書面での提出（熊本県薬務衛生課への持込又は郵送）

※許可書は、申請を受け付け後、順次交付しますので、早めの提出をお願いします。

※有効期間満了後は、新しい許可書が交付されるまで麻薬を譲渡、譲受することはできません。

6 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納

許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合は、失効した麻薬小売業者間譲渡許可書を返納する必要はありませんが、許可を受けた日から 5 年間保存となりますのでご注意ください。

なお、麻薬小売業者免許を継続せずに麻薬の譲渡・譲受を行った場合には違法となるおそれがあることに御留意ください。

7 その他（麻薬業務所の所在地が熊本市内の場合の受付窓口について）

麻薬業務所の所在地が熊本市内の場合、以下のとおり当該手続きに係る専用窓口を設けます。

期間：令和 8 年（2026 年）10 月 27 日（火）、11 月 5 日（木）、同月 6 日（金）

時間：午前 10 時から正午、午後 1 時から午後 5 時

場所：県庁行政棟新館 2 階 薬務衛生課内

（問合せ先）

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課
監視麻薬班 TEL 096-333-2242